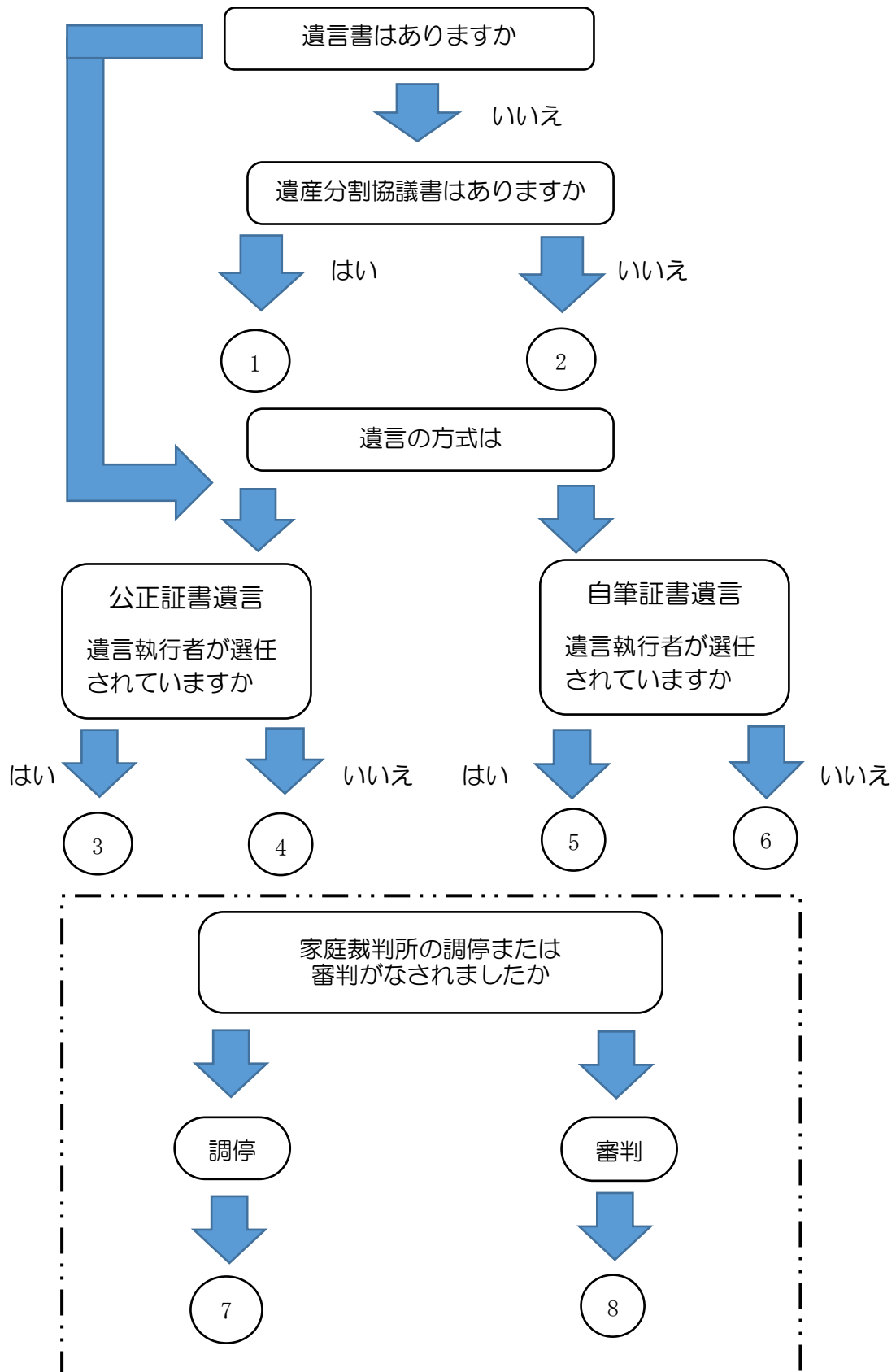


◆ 相続方法のご確認

相続の方法により、ご準備いただく書類が異なります。次ページ「必要書類について」の番号(1~8)と合わせて確認ください。



◆ 必要書類について

確認	ご準備いただくもの	1	2	3	4	5	6	7	8
<input type="checkbox"/>	相続依頼書(※当組がご準備いたします)	○	○	○	○	○	○	○	○
<input type="checkbox"/>	相続預金の通帳・証書、貸金庫の鍵など	○	○	○	○	○	○	○	○
<input type="checkbox"/>	亡くなられた方の戸籍謄本(出生から死亡まで)※戸籍謄本請求時のお願い参照	○	○		○		○		
<input type="checkbox"/>	亡くなられた方の戸籍謄本(亡くなったことが確認できるもの)			○		○			
<input type="checkbox"/>	相続人さま全員の戸籍謄本(または抄本)	○	○		○		○		
<input type="checkbox"/>	相続人さま全員の印鑑登録証明書(発行後6カ月以内のもの) △→調停または審判で指定された当組合預金の受領者の方	○	○		○		○	△	△
<input type="checkbox"/>	遺言執行者の印鑑登録証明書(発行後6カ月以内のもの)			○		○			
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議書(法定相続人全員のご署名・ご捺印(実印)が押印済のもの)	○							
<input type="checkbox"/>	遺言書			○	○	○	○		
<input type="checkbox"/>	検認済証明書(または検認調書)					○	○		
<input type="checkbox"/>	遺言執行者の選任審判所謄本(家庭裁判所に遺言執行者の申立をした場合のみ)			○		○			
<input type="checkbox"/>	調停調書謄本							○	
<input type="checkbox"/>	審判書謄本・確定証明書								○

※ 相続手続を弁護士・司法書士等に委任する場合は、委任状も提出いただきます。

- 書類は原本をご準備ください。原本確認後、写しを取らせていただきご返却いたします。
- 「法定相続情報一覧図の写し」(法務局の発行する認証文付の書類原本)をご提出いただく場合、戸籍謄本等の提出に代えることができます。(戸籍謄本等の提出をお願いする場合もございますので、あらかじめご了承ください。)
- 自筆証書遺言書保管制度による「遺言書情報証明書」をご提出いただく場合は、検認済証明書(または検認調書)の提出は不要です。

相続方法・手続方法により追加で書類をお願いする場合がございます。予めご了承ください。